

2014(平成 26)年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)
代表者の役職氏名 会長兼最高経営責任者
ダニエル・P・エイモス
(銘柄コード： 8686、東証第一部)
問 合 せ 先 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 門田 正行
(Tel : 03-3288-7000)

付属定款変更に関するお知らせ

2014年8月12日、当社の取締役会は、付属定款の第2条第2項を変更することについて決議し、特別株主総会を請求するために株主が保有する必要のある議決権の割合を100%から25%に減らすこととしました。本改正の効力は2014年8月12日付で発生しています。

記

変更・改訂付属定款の第2条第2項は以下の通りです。

第2項 特別株主総会

(a) 一般 特別株主総会は、いかなる目的においても、(i)取締役会、(ii)取締役会会長、(iii)最高経営責任者、又は(iv)本第2項(b)により要求される限度においてのみ、会社秘書役によって、かつこれらの者によってのみ招集することができる。各特別総会は、総会通知に記載される日時及びジョージア州内外の場所において開催するものとする。

(b) 株主の請求による特別総会

(i) 特別株主総会(以下、それぞれ「株主請求による特別総会」という。)は、請求の提出日において、当該株主請求による特別総会において会社の発行済株式の保有者により審議されるべき各議題について投票する権限のある全議決権のうち、合計25%以上(以下、「必要割合」という。)の実質所有権を有する株主(又はかかる請求を行う目的で形成された株主のグループ)の文書による請求に応じて、秘書役が招集するものとする。請求を行う株主又は株主グループが本項及び本付属定款の関連規定の要件に適合しているかについては、取締役会が誠実に決定するものとし、かかる決定は最終的であり会社及び株主を拘束するものとする。

(ii) 株主請求による特別総会の請求は、下記に示す情報を含み、会社の発行済株式の必要割合の実質所有者(又はその適正に授権された代理人)により署名され、秘書役に対し、会社の主たる事務所に宛てて、配達証明付き書留郵便又は電送にて、交付されなければならない。

かかる請求には、(A) 総会の特定の目的及びかかる特別総会における決議を提案する事項を記載し、(B) 請求に署名する各株主(又は適正に授権された代理人)の署名した日を記載し、(C) (1) かかる請求に署名する各株主(又は株主を代理して署名される場合には当該株主)の会社の株主名簿上の氏名及び住所及び(2) かかる株主が実質所有権を有する会社の発行済株式の数を記載し、かつ(3) かかる株主がかかる株式について、1934年証券取引所法(その後の改正を

含む。) (以下、「1934年法」という。)のレギュレーション14Aにより要求されるものと合致する実質所有権を有するという事実及びその期間を示す証拠を含み、(D) かかる各株主に関して、各場合において1934年法のレギュレーション14Aに基づき、(選挙を伴わない場合でも) 選挙による取締役選出のための委任状の勧誘において開示しなければならない、又はその他必要な全ての情報を記載し、(E) 当該総会の特定の目的にかかる各株主の重大な利害について記載し、かつ (F) かかる株主が特別総会の請求を交付した日において実質所有権を有する会社の発行済株式を、かかる株主が請求した総会の基準日より前に処分した場合、当該処分はかかる株式に関するかかる請求の撤回に相当することについての、各株主及び適正に授権された代理人の同意を含むものとする。さらに、当該株主及び適正に授権された代理人は、会社が適用法に基づく自らの義務を果たすために合理的に要求するその他の情報を、直ちに提供するものとする。

請求を行う株主は、文書又は電子媒体による撤回を会社の主たる事務所において秘書役に交付することにより、何時でも特別総会の請求を撤回することができる。かかる撤回の後、当該株主請求による特別総会の会日より前の何時にても、残りの請求を行う株主の合計の保有割合が必要割合に満たなければ、取締役会はその裁量で、当該株主請求による特別総会を取り止めることができる。

- (iii) 上記にかかわらず、秘書役は、(A) かかる特別総会の請求が本第2項(b)に準拠せず、(B) 当該請求が、適用法に基づく会社の株主による適切な決議事項ではない事項に関係し、又は (C) 当該請求が、1934年法のレギュレーション14A又はその他の適用法への違反を伴う方法で行われた場合には、特別株主総会を招集することを要しないものとする。
- (iv) 株主請求による特別総会は、取締役会が設定する日時及びジョージア州内外の場所において開催するものとする。但し、いかなる株主請求による特別総会の会日も、かかる総会の基準日 (以下、「総会基準日」という。) から70日を越えないものとする。株主請求による特別総会の日時の設定に当たり、取締役会は、経営判断の誠実な行使の範囲内で関連があるとみなす要因 (審議されるべき事項の性質、当該特別総会の請求を取り巻く事実及び状況、並びに取締役会による年次総会又は特別総会の招集計画を含むが、これらに限られない。) を考慮に入れることができる。
- (v) 株主請求による特別総会において行われる議事は、請求に記載された目的に限定するものとする。但し、本付属定款のいかなる規定も、会社が株主請求による特別総会における株主の追加決議事項を提出することを禁止しないものとする。但し、かかる追加事項は、かかる株主請求による特別総会に関連して株主に交付される総会通知に記載される。

以上